



BHA ニュースレター vol.4 2024.12.21

発行: さっぽろ犯罪被害者等援助センター

札幌市が「犯罪被害者支援条例（案）」提案！

札幌市は、10月31日の市議会財政市民委員会で「犯罪被害者等支援条例（素案）」を公表しました。被害者支援に特化した条例の制定により、市民が安心して暮らせる社会の実現のために、市や市民の責務を明確にし、経済的支援の他、相談や情報提供、関係機関との連携等を図る目的で、令和7年4月の施行を目指しています。

11月中旬に行われた意見公募に対し、当法人も参加している「犯罪被害者支援特化条例の制定を求める市民会議」の要望と合致するとして、基本的に賛同しつつも、この「条例」の支援対象として「刑法39条被害者、医療観察法処遇被害者も含む」ことを明示することを要望しました。

法務省「第5次犯罪被害者等基本計画」策定準備へ

法務省は、2026年4月施行の「第5次犯罪被害者等基本計画」の準備計画を公表しました。それによると、2024年度中に「第4次基本計画」の進行に関する意見・評価のまとめと、「第5次基本計画（案）」の論点を整理し、2025年度上半に推進専門委員会による「基本計画（骨子）」を策定し、秋に「意見募集」を実施の上、2026年年明けから推進専門委員会による「第5次基本計画（案）」の検討を経て、3月に閣議決定、4月施行の予定となっています。当法人としては、この流れを踏まえつつ、次年度秋に予定される意見公募（パブリックコメント）へ適宜対応し、基本的要望としての、「医療観察法被害者」に対する、憲法の「基本的権利の尊重（第13条）」と「法の下の平等（第14条）」に立脚した制度への法改訂の実現を目指します。これにより、次年度は、この問題に対する大きなヤマ場となりますので、引き続き会員・関係者の皆様のご支援・ご協力をお願い致します。

特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター

住所：〒060-0004 札幌市中央区北4条西13丁目1番地90-901

☎090-2073-0831 Mail: s.higaishaenjo.2022@gmail